

確定申告のお知らせ

平成25年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び提出は、

2月17日(月)～3月17日(月)です。

◎還付申告は1月から！

所得税及び復興特別所得税の還付申告書は、税務署窓口から1月から提出できます。

◎申告に関する相談等

▼申告・納付期限

・所得税及び復興特別所得税・贈与税

日時	時間	場所
2/3(月)～ 3/24(月) ※土・日・祝日除く。ただし、2/23(日)、3/2(日)は開催します。	【相談受付時間】 8:30～16:00 相談は9:00～ 【申告書の提出】 8:30～17:00	平塚駅ビル6F ラスカホール ※ラスカホール開業期間中は税務署に申し込みできません。

3月17日(月)

・個人事業者の消費税

3月31日(月)

※町の確定申告受付会場の日程等は広報2月号に掲載します。

◎確定申告書の送付について

平成24年分確定申告書をパソコン(国税庁ホームページ)で作成された方のうち、平成25年分も申告が必要と思われる方には、税務署から申告書の送付に代えて、「お知らせハガキ」等により申告に必要な情報をお知らせいたします。

◎年金所得者の申告手続

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金以外の他の所得金額が20万円以下の場合は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する必要はありません。(所得税還付を受けるためには申告が必要です。)

ただし次のような場合は、**町・県民税の申告が必要**です。

- ①公的年金以外の所得がある場合。
- ②「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の



各種控除がある場合。(申告がないと町・県民税が高くなる場合があります。)

◎確定申告書の窓口配布

税務署では1月6日(月)から、また、役場税務課窓口及び国府支所では1月22日(水)～3月17日(月)(休日を除く平日開庁時間)、確定申告書の配布を行っています。※開設中のラスカホール及び税務署での配布は17時までとなります。

e-Taxのご利用を!

国税電子申告・納税システム(e-Tax)は、インターネットを利用して、申告・納税等ができるシステムです。利用には事前の登録手続きが必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
<http://www.nta.go.jp/>

問 平塚税務署

☎(22)1400

固定資産税の

申告・届出は忘れずに

固定資産税は毎年1月1日に

せん。

土地・家屋及び償却資産を所有されている方に課税されます。次に該当する場合は、1月31日(金)までに申告・届出をお願いします。

土地・家屋を

所有されている方

- ・相続や贈与などにより土地・家屋の納税義務者に変更があった場合
- ・納税義務者が亡くなったのに変更していない場合
- ・家屋を取り壊した場合
- ・住宅用の土地を所有している方で平成25年中に家屋を新築された場合
- ・土地や家屋の使用用途を変更された場合

償却資産を

所有されている方

1月1日現在の償却資産の状況について(資産の種類・取得価格・取得時期・耐用年数等)、申告をお願いします。なお、次に該当する場合は対象になります。

- ・税務会計において、耐用年数1年未満または取得価格が10万円未満の償却資産で、法人税法等の規定により一時に損金に算入されたもの(いわゆる小額償却資産)
- ・取得価格が20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごと一括して3年間で償却する場合(いわゆる一括償却資産)

※償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために所有している機械・器具・備品などで、他の税(自動車・軽自動車税等)の対象とならない有形固定資産をいいます。

その他

耐震改修した住宅の固定資産税の減額、バリアフリー改修に伴う減額、省エネ改修に伴う減額、長期優良住宅にかかる特例措置についての詳細につきましては、お問い合わせください。

問 税務課 ☎内線255・256